

四日市市告示第 187 号

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2年 3月 31日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 中心市街地エリア 四日市市中心市街地活性化基本計画において定める区域をいう。</u></p>
<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業（諏訪栄地区を除く）、生活関連サービス業、医療・福祉事業、<u>情報通信業（情報サービス業およびインターネット附随サービス業を除く）</u>、<u>学術研究、専門・技術サービス業</u>のほか、商店街の集客や</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業（諏訪栄地区を除く）、生活関連サービス業、医療・福祉事業 <u>（中心市街地エリアを除く）</u>のほか、商店街の集客やにぎわいの創出に資するものとして市長が適当と認めたものに限る。）及び休憩所そ</p>

にぎわいの創出に資するものとして市長が適当と認めたものに限る。) 及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

(2) 四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第159号)別表1に定める郊外住宅団地内の空き店舗その他の既存の建物を活用し、日常生活に必要な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業(小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は医療・福祉事業を営業するものに限る。) 及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

2 (略)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動する意思があるもの

の他の顧客利便施設を整備する事業

(2) 中心市街地エリアにおける商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する都市型産業(医療・福祉事業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業)

(3) 四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱(平成25年四日市市告示第138号)別表1に定める郊外住宅団地内の空き店舗その他の既存の建物を活用し、日常生活に必要な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業(小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は医療・福祉事業を営業するものに限る。) 及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

2 (略)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動する意思があるもの

(2) 前条第1項第2号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う郊外住宅団地内において地域活動に参加する意思があるもの

(補助対象期間及び補助金の額)

第6条 (略)

2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業を開始した年度 補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。なお、小売業の出店に係る事業については、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) (略)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の開始前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 推薦書(第3号様式)(第3条第1項第1号に掲げる事業を行うものに限る。)

(5)から(9)まで (略)

(2) 前条第1項第3号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う郊外住宅団地内において地域活動に参加する意思があるもの

(補助対象期間及び補助金の額)

第6条 (略)

2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業を開始した年度 補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。なお、第3条第1項第2号の事業においては、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) (略)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の開始前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)から(3) (略)

(4) 推薦書(第3号様式)(第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を行うものに限る。)

(5)から(9) (略)

<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>
---	--

第1号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和2年3月31日から施行する。

(商工農水部商工課)